

第 1 4 8 回

横 須 賀 市 都 市 計 画 審 議 会

議 事 録

第148回 横須賀市都市計画審議会

- 1 日 時 令和6年(2024年)3月27日(水)14時00分～15時40分
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室
- 3 議 題
令和5年度
諮問第7号 横須賀市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直し
(案)
諮問第8号 横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し(案)
諮問第9号 横須賀市都市計画生産緑地地区の変更(案)
諮問第10号 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定(案)

4 出席者

(委員)

村山 顕 人	委員長		
小原 信 治	委員	脇 千 枝 子	委員
長谷 善 明	委員(代理:工藤交通課長)	龍 崎 智	委員(代理:早坂係長)
川 本 伸	委員	西 郷 宗 範	委員
伊 関 功 滋	委員	松 岡 和 行	委員
石 山 満	委員		

以上 10名

(事務局職員)

都市部	廣川 都市部長	
都市計画課	斉藤 都市計画課長、境 主査、宮崎、大橋、小黑、宇野澤、吉田	
農水産業振興課	武田 農林水産課長、原 主査	

以上 10名

(事務局 齊藤課長)

定刻となりましたので、第 148 回横須賀市都市計画審議会を開催します。恐れ入りますが、着座にてご説明します。

開催にあたり、委員の出席状況をご報告します。委員 16 名中、会場での出席 7 名、オンラインでの出席 2 名、計 9 名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。「亀井委員」、「小菅委員」、「中村委員」、「平松委員」、「松行委員」、「三輪委員」、「長谷委員」は、業務のご都合によりご欠席です。なお、本日の傍聴者は 0 名です。

それでは、会議に入ります前にお願いがございます。

説明は、お手元の画面を使用します。審議の際の発言ですが、挙手いただいた委員の方を委員長が指名しますので、お手元のマイクの右側にある緑色のスイッチを押してから発言し、発言終了後には、もう一度、緑色のスイッチを押してください。

オンラインでご出席の委員は、Zoom の「手を挙げる」ボタンを押し、委員長からの指名後、カメラとマイクをオンにしてご発言ください。発言終了後には、「手を挙げる」ボタン及び、カメラ、マイクをオフにしてください。

また、今回は、Zoom によるオンラインを併用したハイブリッド方式の開催のため、Zoom のレコーディング機能を利用させていただいております。会議録作成のための録音であるため、同意いただけますでしょうか。

次に、お手元の資料の確認をいたします。

資料は全部で 6 点用意しており、資料 5 の議案書につきましては、あらかじめ皆様にメールで送付した資料と同様のものをご用意しております。オンラインで出席されている委員の皆様は、事前に送付しました議案書をお手元にご用意ください。それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。

(村山委員長)

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。

次に、次第の 2、議事録署名委員の指名です。

本日は、市民委員から「脇（わき）委員」、市議会議員委員から「伊関（いせき）委員」にご署名いただきます。よろしくお願い申し上げます。

次に、次第の 3、市長から本会に諮問されました議案に入ります。本日は、都市計画審議会へ意見を聴取する案件が 4 件ございます。

諮問第 7 号 横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直し（案）

諮問第 8 号 横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し（案）

諮問第 9 号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）

諮問第 10 号 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定（案）

以上 4 件になります。順番が前後しますが、まず諮問第 9 号、第 10 号から審議させていただきます。それでは、諮問第 9 号「横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）」について、

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 境主査)

それでは、議案第9号生産緑地地区の変更についてご説明いたします。

説明はスクリーンに打ち出されているパワーポイントを用いてご説明いたしますので、画面をご覧ください。

まず、今回の生産緑地地区の変更内容について、ご説明します。変更内容は、「廃止」、「縮小」、「面積の変更」の3件です。理由については、「指定年度より30年経過し、買取り申出後、行為制限の解除を行った」ため、変更するものとなります。

次に箇所数と面積の増減ですが、①廃止地区は合計で9地区あり、面積の増減は-9,720㎡です。②縮小地区は合計で5地区あり面積の増減は-3,320㎡となります。

なお、縮小する地区のうち1地区で面積の変更を行っており、面積の増減は220㎡増加しています。それにより変更箇所は合計14地区で-12,820㎡となります。

面積の変更についてですが、こちらは、生産緑地地区を縮小する際に、測量をし直したところ登記の間違いが判明し、登記の更生をしたため、面積が増加しました。

続いて、本市の生産緑地地区の指定状況の位置図となります。緑色の部分が現在の生産緑地地区、赤色は廃止、黄色は縮小、オレンジ色は面積の変更箇所、青枠は市街化区域の線となっています。現時点の生産緑地地区の総数は168箇所、約25.1haであり、今回の変更で総数は159箇所となり、約1.3haの減少となります。

それでは、廃止する箇所の一例をご説明いたします。場所は阿部倉地区で、青線は用途地域界を示しています。黄色の線に囲まれた区域の面積は1,380㎡でこちらが廃止区域となります。

生産緑地の概要ですが、指定年度は、平成4年11月13日指定。理由については、指定の告示日から30年経過したための廃止となります。

続いて縮小する箇所の一例をご説明いたします。場所は平作5丁目で、黄色の線に囲まれた区域130㎡が縮小する区域となります。赤枠の960㎡が変更後の区域となります。

生産緑地の概要ですが、指定年度は、平成4年11月13日の指定。理由については、指定の告示日から30年経過したための縮小となります。

最後に、面積の変更及び縮小する箇所の事例をご説明いたします。場所は津久井1丁目で、黄色の線に囲まれた区域450㎡が縮小する区域となります。

生産緑地の概要ですが、指定年度は、平成4年11月13日の指定。理由については、指定の告示日から30年経過したための縮小となります。こちらに関しましては、生産緑地を縮小するにあたり、測量をしたところ登記の錯誤が発覚したため、登記の更生后面積を縮小するものとなります。登記の更生によって、面積は630㎡から850㎡で220㎡の増加となります。そして、縮小する箇所については、黄色の線で囲まれた区域で、縮小面積は450㎡となり、変更後は赤枠の線で囲まれた区域となり、400㎡となります。

続いて、変更後の指定状況となります。今回の変更により、生産緑地地区の全体箇所数159

箇所、全体面積は約 23.8ha となります。

本案件につきましては、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を令和 5 年 12 月 11 日から令和 5 年 12 月 25 日まで行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明は終了となります。ご意見のほど、よろしくお願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などございましたら、ご発言をお願いします。

オンラインの方もよろしいでしょうか。

特にご意見などがないようですので、諮問第 9 号「横須賀都市計画生産緑地地区の変更(案)」については、原案どおりで異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。異議ないと認め、市長に答申することいたします。

では、続きまして諮問第 10 号「生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 齊藤都市計画課長)

委員長よろしいでしょうか。長谷委員代理の工藤様ですが、急務が終わり次第こちらに出席されるとのご連絡がありました。よろしくお願いいたします。

(村山委員長)

承知いたしました。では諮問第 10 号のご説明を事務局からお願いいたします。

(事務局 境主査)

それでは、議案第 10 号特定生産緑地地区の指定についてご説明いたします。

特定生産緑地の制度概要をフローとしたものからご説明させていただきます。

本案件は平成 6 年度に指定した生産緑地を特定生産緑地に移行するものですので、平成 6 年度を例としております。まず、生産緑地法において、申出基準日が近くになると特定生産緑地に移行手続きができます。ここでいう、申出基準日とは、生産緑地の指定告示から 30 年経過する日のことを指します。画面のフローを用いて流れを説明しますと、指定告示日は平成 6 年に生産緑地に指定しています。指定された後、30 年経過する期間の間に、特定生産緑地への移行手続きを行う必要があります。移行申請をするには権利者全員の同意が必要となります。申請をしない場合、生産緑地のままになります。いつでも買取りの申出ができる代わりに税制の優遇はありません。申請をした場合、30 年経過する令和 6 年から特定生産緑地としての効力が 10 年間発生します。特定生産緑地であれば営農の義務が生じますが、税制優遇が受けられます。そして、特定生産緑地の指定期限は、当該申出基準から起算して 10 年を経過する日とされていますので、10 年毎に移行手続きを行います。以上が特定生産緑地制度の説明となります。

続いて、特定生産緑地の主な指定条件の説明になります。本市が定める指定条件については、

- ・農地等として適正に管理していること
- ・農地等の権利者全員の同意を得ること
- ・都市計画審議会の意見を聞くこと

としています。

続いて、本市の特定生産緑地地区の移行状況の説明です。画面は本市の特定生産緑地の移行状況を円グラフに表したものです。本市の生産緑地の全体数は168箇所であり、特定生産緑地に移行をしたものの緑色の部分で133箇所、移行しなかったものは灰色で17箇所、残りは申出基準日前のもの18箇所となります。円グラフをご覧のとおり、79%が特定生産緑地に移行している状況となっております。そして、今回の都市計画審議会では、申出基準日が近く到来する平成6年度指定の生産緑地3件について、意見をうかがいます。

今回、ご意見をいただく箇所の位置関係を説明いたします。画面に表示しているのは、本市の特定生産緑地の位置図となっており、緑色が特定生産緑地に移行済みのもの、赤色が意見聴取箇所、黄色が申出基準日前のもの、青枠が市街化区域を表したものとなっております。今回意見をうかがう地区は3箇所、場所は3箇所とも長井地区となっております。

最後に3箇所の概要を紹介いたします。画面に表示しているのは、当該地の現地写真です。3箇所とも、しっかり耕作していますので、特定生産緑地の指定条件としている、「農地等として適正に管理していること」を満たしていると言えます。また、「農地等の権利者全員の同意を得ること」についても3箇所とも同意を得ているため、特定生産緑地への移行は問題ないと考えております。

説明は以上となります。ご意見のほど、よろしくお願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などございましたら、ご発言をお願いします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などございましたら、ご発言をお願いします。

(村山委員長)

一点よろしいでしょうか。諮問第10号の議案書1ページ目に移行状況円グラフがありますが、今回議論するのはこの内の11%である申出基準日前の部分であって、18箇所ある中の申出基準日が来たものが3箇所ということでよろしいでしょうか。残りの15箇所についてはこれから将来基準日が到来し、その都度この場にて確認し、指定していくという理解でよろしいでしょうか

(事務局 境主査)

そのような流れになっております。

(村山委員長)

他に確認されたいこと等ございますか。

他にご意見などがないようですので、諮問第 10 号「生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定（案）」については、原案どおりで異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。異議ないと認め、市長に答申することいたします。

では、次に諮問第 7 号「横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直し（案）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 境主査)

はい、ご説明させていただきます。

諮問第 7 号 横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直し（案）についてです。

まず、議案書 1 ページ左側の内容ですが、前回都市計画審議会でもご説明している内容になりますので、簡略にご説明いたします。まず、「整開保」とは、神奈川県が考える横須賀の都市計画区域の将来像とそこに向けた道筋を記すものになっております。都市再開発の方針は、再開発に関わる高度利用及び都市機能の更新に関する方針になります。住宅市街地の開発整備の方針は、住宅地の整備の目標や方針を定めるものになります。そして、区域区分は市域を市街化区域と市街化調整区域を区分するものになります。

次に、これらの体系ですが、まず、神奈川都市マスタープランなどの県の上位計画を受け、整開保において都市計画の目標や区域区分の方針等が定められます。そして、整開保を受け都市再開発の方針及び住宅市街地の開発整備の方針が作成されます。なお、市の都市計画マスタープランや立地適正化計画は整開保などと整合を図りながら作成されます。これら、県と市の都市づくりの計画を受け、区域区分や用途地域等の土地利用規制や誘導策、都市施設や市街地開発事業等の都市計画事業が行われる形になります。

なお、神奈川県では、整開保、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、区域区分を同時に改定を行います。これを通称「線引き見直し」と呼んでおり、今回で 8 回目になります。神奈川県ではおおむね 5 年ごとに見直すこととしています。

整開保の見直しにあたり、神奈川県では社会情勢の変化を踏まえ、御覧のような基本認識のもと、都市計画の目標として、集約型都市構造の実現に向けた都市づくり、災害からいのちと暮らしを守る都市づくり、地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり、循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり、広域的な視点を踏まえた都市づくり、という都市づくりの基本方針を打ち立てています。特に（１）、（２）の集約型都市構造の実現、災害から命を守る都市づくりを重要と考えています。

整開保の見直し内容についてご説明いたします。最初に、目標年次ですが、10 年後の令

和 17 年になります。整開保の構成ですが、第 1 章の県全域、三浦半島都市圏における基本方針の部分は広域的観点から、主に県において取りまとめを行います。第 2 章からが横須賀市の方針になりまして、都市計画区域の目標、区域区分に関わる方針、主要な都市計画の決定の方針、都市防災に関する方針になります。主には市で作成する部分になります。

次に主な変更点ですが、まず、人口減少に伴う土地利用状況の変化に対応するため、空き家・空き地の利活用や用途地域等の見直し策を追記しました。

次に、災害への対応について、近年の災害の激甚化・頻発化という状況を受け防災まちづくりの視点の重要性が高まっていることに伴い、防災減災対策、復興まちづくりの事前準備、を追記しています。

次にハード整備に関する内容ですが、追浜駅周辺地区グランドデザインに基づき、追浜駅周辺の交通結節点強化の方針を追記しています。道路に関する整備方針として整備予定区間の整備が完了した路線を削除して、今後整備予定の路線を追記しています。下水道については、浸水被害のリスク軽減のためポンプ場を都市計画に定めることを検討しているため、整開保にも追記しております。公園・みどりに関しても緑の基本計画を受けて、記載を追記しております。整開保の内容は以上になります。

次に都市再開発の方針の見直しについてです。変更点は、追浜駅前周辺地区の区域を変更するものですが、令和 3 年に行った都市計画変更に合わせて修正しております。都市再開発の方針の見直しは以上です。

次に、住宅市街地の開発整備の方針の見直しについてです。重点地区に定めていた佐島地区について、宅地造成が完了したため削除するものです。住宅市街地の開発整備の方針の見直しは以上になります。

次に区域区分の見直しについてです。

最初に区域区分の見直しの経緯です。昭和 45 年の当初線引き以降、7 回の見直しを行っており、今回が 8 回目の見直しになります。本市の現在の状況としては、市域の 66%が市街化区域、34%が市街化調整区域に指定されており、直近 20 年ほどは大規模な市街化編入案件はなく、今ある市街化区域の中での人口減少に対応したまちづくりが求められています。今回の見直しにつきましても、大規模なものではなく、小さな修正が多くあるという状況です。

変更箇所数としては、市街化編入案件は、西浦賀の公有水面埋め立て 1 件、市街化調整区域への編入 1 件となります。

道路整備に基づいて界線の位置が変更する場合や、一部誤りがあったため計画図や公図を変更する場合の事務的変更は 31 件あります。

その他、公図に界線の根拠をゆだねている「地番界」において、公図と計画図に大きく差異があった箇所について地番図に合わせるような形で計画図の修正を行いました。それが 264 件あります。

次に具体的な変更箇所を抜粋しながら説明いたします。こちらは西浦賀になりますが、平

成 27 年に埋め立て事業が完了し横須賀市域の土地となりました。その新たに土地となった箇所を市街化区域へ編入します。赤が変更後の線で、黄色が以前の線になります。こちらは航空写真になります。現在は遊歩道として供用されています。

次の箇所ですが、市街化区域から市街化調整区域へ編入する箇所、いわゆる逆線箇所になります。当該箇所が逆線箇所になります。生産緑地にも指定されている箇所になりますが、土地所有者からの要望により、市街化調整区域へ編入します。赤色が変更後の線になります。

こちらは航空写真です。当該地は斜面地にある畑になっております。

次に、事務的変更に分けられる箇所の抜粋です。変更理由は、道路を界線根拠としていた箇所で、道路整備によりその道路形状が変更したため、新しい道路の形状に合わせて変更するものです。赤色が変更後の線になります。こちらは航空写真です。沢山小学校前の道路になります。

次に公図写しに合わせた計画図の修正です。こちらはどのようなものかと言いますと、計画図には、この Y の字と Y の字で線を区切り、その間の根拠を何に基づいているかを定めています。例えばこのスライドですと、こちらになりまして、地番界とあり、実際には計画図の線ではなく公図上の筆界が正しい線となる箇所になります。

こちらが公図になります。公図とは、土地の大まかな位置や形状を表した図面です。この赤線の筆界が正確な区域区分線となります。その公図の位置を追っていくと赤色の線になります。従前の黄色の線と比べ大分ずれていることがわかんと思います。都市計画課の窓口では、不動産業者より都市計画情報の照会を受けるのですが、このようなところで混乱を招くケースがあります。これは、昭和 45 年の当初の線引き時より内在していた問題でしたが、デジタル化の進展に伴い、電子情報上でもできるかぎり正確に表現することが求められる中で、今回このような地番界の見直しに踏み切りました。

このように地番界とある箇所で、市の持っている情報や法務局が持っている情報を頼りに、計画図を修正しようとするものです。その件数が、264 件ありますが、実質的な面積の増減はありません。変更という扱いではなく、計画図を修正するものになります。

最後に今後のスケジュールですが、令和 3 年令和 4 年は線引き見直しにおける基本的基準を県とともに作成してきました。令和 5 年度は主には市で線引き見直し作業を進めてきました。そして、令和 6 年 6 月頃を目途に、県に対し案の申し出を行う予定でして、その後、県において都市計画手続きを進め、令和 7 年度中に告示を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございます。それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたら、ご発言をお願いします。

(各委員)

なし

(村山委員長)

私から1点よろしいでしょうか。

区域区分の見直しのうち、市街化調整区域への編入ということで、地権者の申出によりそうした場所があるということですが、図面を見てみると、パワーポイントのピンク色の丸印の箇所がこれまで市街化区域だったところが市街化調整区域へ編入される箇所で結構事務的な変更のようにも見えますが、やはりこれは地権者の方からの申出なのでしょうか。地権者の方からの申出と事務的な修正の場所の関係がよく分からなかったのですが、補足説明できるところがあればお願いいたします。

(事務局 境主査)

編入する箇所につきましては地権者からのご要望により市街化調整区域へ戻すこととなりますが、その他周辺の箇所は現状の公図に合わせると大きなずれが生じてしまっていることによる修正になります。今回逆線引き(市街化区域から市街化調整区域への編入)をしようとしている下の部分において線の位置がずれてしまっているのは、本来は赤いラインの部分で公図上で示されていたはずが、計画図上黄色のラインで示されてしまっていたため、この部分は修正という形となります。

(村山委員長)

ありがとうございました。いずれにしても地権者の方からのご意向もあったということで結果的にこういった区域区分の変更を行うということが理解できました。

他にご質問等ございますか。

(村山委員長)

私ばかり恐縮ですがもう一度よろしいでしょうか。横須賀市内の都市計画の変更については横須賀市長から変更を提案する形で変更案ができていていると思うのですが、一方で第1章は県がどちらかというと主導して作るものだと思います。その時に神奈川県全体から見た視点、あるいは三浦半島の視点など広域から見た時に、横須賀市のこれまでの都市計画を大きく変えるような方針は出てきているのでしょうか。

(事務局 宮崎)

特に大きなものはないですが、社会情勢の変化というところで、災害に対する防災まちづくりという視点はかなり強く求められているところです。本市の場合、先んじて立地適正化計画の方で防災指針など作成していきまして、今後の引き続き防災まちづくりの視点は気をつけて考えていきたいと思っているところです。

(村山委員長)

分かりました。ありがとうございます。

それでは、他にご意見などがないようなら、今回の案件は県の方の方針が決定ではないので、引き続き審議していくものとして、原案の通り事務局で検討していただくことでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。こちらについては継続審議とさせていただきます。

では、最後ですが諮問第8号「横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 境主査)

諮問第8号 横須賀市都市計画マスタープラン中間見直し(案)の説明をさせていただきます。

8月の都市計画審議会以降、計画の見直し検討にあたり、小原委員、松行委員、村山委員長にお集りいただき、特別委員会を3回開催しました。本日は、今年度の特別委員会を踏まえて作成した見直し骨子案をご報告させていただき、来年度検討に向けてご意見をいただきたいと考えております。骨子は、都市計画審議会のご意見をふまえ、市役所各部局と調整を行った上でとりまとめを行う予定です。

まず、計画書の構成の見直しについてです。計画書は、10年後及びその先を見据えた計画の軸となる指針を示す「ビジョン編」と計画立案のタイミングに合わせて、検討エリア・テーマを柔軟に設定できるアクションプランを順次追加する枠組みの「プラン編」の2編構成としています。

具体的には、現行計画では計画策定時の課題から「目標・方針」を設定していましたが、目の前にある課題だけでなく時間の経過とともに現れる新たな課題に対応できるよう、ざっくりとした目標・方針をしめすこととします。また、構成の見直しにより重複部分は整理します。

現行計画「第4章 地区別のまちづくり方針」では、行政センター管区を単位とした方針を示していましたが、事業エリアはそれとは異なることが多く、計画見直しを待たないと新しい内容を反映できないため、計画立案のタイミングに合わせて、検討エリア・テーマを柔軟に設定できるアクションプランを第3章、第4章に設けます。

それでは、骨子案の概要をご説明します。中間見直しの目的は、「上位計画との整合」、「社会潮流で求められる政策を盛り込んだ計画づくり」、「柔軟に対応できる構成への見直し」、「多様な主体が興味を持てる計画書の内容変更」です。そして、計画の役割としては「将来的なまちづくりの方向性の明確化」、「長期的な視点を見据えた方針の提示」、「施策を総合的・体系的に展開するための根拠整理」です。

次に都市づくりの目標です。都市計画マスタープランが「総合計画の目指すべきまちの将来像を実現する計画」であることからYOKOSUKA VISION2030の「市の未来像」を本計画の目標とします。

次に都市づくりの姿勢です。こちらは時間の経過とともに現れる新たな課題に対応するために必要となる視点、姿勢をまとめたものになります。1点目は、経済性のみを重視した都市づくりは限界を迎えつつあることから、「価値観の転換」により持続可能な都市づくりを進めます。2点目は、多様な働き方や暮らし方ができる時代となったことから、都心から

のアクセス性だけでなく豊かな自然環境や地域コミュニティなど「横須賀の個性と魅力を伸ばし、住みやすく、選ばれる都市づくり」を進めます。3点目は、これまで開発を中心として作り上げてきた都市空間を生かすために「保全・修復を行いながら、都市サービスを展開」します。この後ご説明する項目もこの3点を前提として見直していることから今回の見直しのポイントといえます。

次に将来都市構造です。現行計画には画面左の項目ごとに画面右の図面を示しています。

(1) から (3) の内容を集約して将来都市構造を導き出しているのですが、「拠点」、「交通骨格、都市の「軸」となる部分」、「面的に表現されている都市環境」、「ゾーン」に整理できます。また、これらの図面と将来都市構造の関係性ですが、それぞれの図面を構成する要素がバラバラであることから関連性を読み解きづらい状況です。そこで、計画書の構成をご覧のように整理し、拠点・軸・ゾーンそれぞれに表記される情報の詳細度も揃え、将来都市構造の関係性が伝わるように見直します。

では、(2) 拠点の配置から具体的な内容についてご説明します。「拠点」は、生活環境や産業の活力向上に向け、交流拠点を示すものです。画面の表にあげている「都市拠点」「地域拠点」「地区の生活拠点」の3つ定義は、現行計画を踏襲します。議案書本文の各1段落目に記載しているものがそれになりますが、この定義に照らし合わせて、現状の土地利用とまちなみを見ると「追浜駅周辺」「京急久里浜駅周辺」は、これまで地域拠点でしたが、商業、業務、高次医療、教育、福祉、文化、交流など枢要な都市機能が集積しており、地域拠点である他の拠点とも隔することから都市拠点に変更しています。また、現行計画の「地区の生活拠点」には、「荒崎入口交差点周辺」と「大楠山入口交差点周辺」はありませんが、立地適正化計画の中で「地区の生活拠点」に位置付けていることから整合を図り追加しています。

次の自然との交流拠点は、令和4年3月に策定された「みどりの基本計画中間見直し」及び「都市公園の整備・管理の方針」と整合を図り、その中で「拠点となる公園」「拠点のみどり」に位置付けられている場所を反映しています。研究開発・産業・教育文化等の交流拠点は、現行計画を踏襲して「丘陵部の研究開発・産業・文化等の交流拠点とその連携」

「臨海部の産業拠点とその連携」と記載していたものを整理しています。

最後の「歴史、環境等の交流拠点」は、「実施計画」及び「公園の管理・整備の方針」と整合を図り、整理しています。

次に各項目に付けている「整備」「修復」「保全」の印についてです。すでに都市が形成されている現代においては、「都市づくりの姿勢」にも記したように、整備・開発だけでなく「保全」「修復」を行いながら都市サービスを展開することとなります。これを受けて、拠点ごとに概ねの方向性を記したものがこれら3つの印になります。

続きまして軸の配置です。軸は、市内と市街の広域圏をスムーズに移動できるようにネットワーク化するものとして、鉄道、道路をベースに作成しています。本市の「主軸・縦軸幹線道路」は、主軸となる「横浜横須賀道路」、それと並走するように縦軸となる「国道16号」、

「国道 134 号」、東京湾側・相模湾側の 2 本の道路をつなぐ「横須賀三崎線」です。これら主軸・縦軸幹線道路を結び、市内外の連絡性を高めている道路が「横軸幹線道路」になります。なお、これらの道路はおおむね整備されていることから、「維持」することを目指します。唯一「整備」の印がついている「新たな交通軸」は、「国道 357 号の延伸」と「東京湾口道路」になります。いずれも構想段階であることからルートなどが決まっておらず、概ねの位置を示す直線で示しています。

次にゾーンの配置です。ゾーンは、地形、まちの成り立ち、現在の土地利用から今後の土地利用の大きな方向性を示すものです。現行計画では、概ねのエリアで色塗りをしていましたが、都市形成が進んでいる現状を反映して、すでに指定されている区域をベースに、より詳細なエリアを示した図面にしています。各ゾーン「修復」「保全」を中心にゾーンの配置を目指しますが、未開発の土地を含む Y-HEART 地区、横須賀インター地区は、残された豊かな自然環境の保全とバランスをとりながら土地利用を検討することから、「整備」と「保全」の印をつけています。また、すでに整備されている地区計画区域に関しては、有効に土地利用を図ることを目指すことから「修復」も付けています。これらを取りまとめて「将来都市構造」を示したものがこちらになります。

次に第 2 章都市づくりの方針です。現行計画では 7 つの方針のもと、都市づくりの方針を示していましたが、都市を大きく構成する要素で都市計画の最も基本となる「土地利用」、都市の基盤である「インフラ」、都市の中で活動する人・モノの動きを支える「交通システム」の大きく 3 つのテーマに分けて整理しています。現行計画に記載していた内容に加えて、赤字で示しているキーワードが新たに追加した内容です。

それでは、テーマごとにご説明いたします。まず「土地利用」についてです。

これまでは整備にかたよりがちでしたが、人口減少が進む中、限られた資源を効率的、効果的に活用しながら、バランスよく都市を「保全」「修復」「整備」します。そこで、土地利用についてはバランスよく都市を《保全》《修復》《活用》することを目指すため、それぞれに対応する方針を示します。

次のテーマ「インフラ」についてです。「インフラ」というと道路、トンネル、橋、堤防などコンクリート構造物を中心とした都市基盤を思い浮かべますが、見直し後には、みどりや水などの自然環境が有する多様な機能を活用した整備の考え方・取組「グリーンインフラ」も対象として、都市基盤を維持・更新・整備していきます。都市に欠かせない利便施設づくりだけでなく、まちのにぎわいづくりやカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めることで、様々な災害リスクに対応できる豊かな都市を目指します。

この考え方をもとにインフラは大きく「グリーンインフラ」と「グレーインフラ」に分けてそれぞれに方針を示します。

グリーンインフラは、方針 1 にある「みどり・水辺環境の保全」に加え、生物多様性、気候変動、カーボンニュートラルなども含めた内容とします。

グレーインフラは、これまで同様、都市にとって必要不可欠な存在です。しかし、その多

くで老朽化の課題に直面しているため、戦略的に維持管理、更新を進めていきます。

3つ目のテーマ「交通システム」についてです。現行計画では、道路の改良整備など行政が行う事業内容にとどまり、交通のあり方や民間事業者との連携などは示していません。また、人口減少による交通需要の減少、少子高齢化による交通サービスに対するニーズの変化、厳しい財政状況、人材不足など、交通に関わる社会的影響は年々増大しています。そこで、交通システムでは、主な利用対象である「住民」「来訪者」と両者に関係し、近年その重要性が高まっている「物流」の3区分で方針を示す体系とします。

次にアクションプランについてです。以降の内容は、来年度から本格的に作成するため、本日は冒頭部分のみご説明させていただきます。これまでの計画は、計画期間である20年後を見据えて「地区別のまちづくり方針」を定め、全市的な課題・ニーズに対応するため、全地区で均一的な取組を進めてきました。一方、都市を取り巻く社会環境や技術革新が変化し続ける中、都市としての成熟度が高まった本市においては、20年の長期スパンで全市的な取組を進める計画体系では、地域が抱える課題やニーズに対してスピード感を持った対応がしづらくなっています。そこで、計画立案のタイミングや検討エリア等について柔軟に設定でき、その都度、出来上がった計画について、新たに都市計画マスタープランに順次追加する「アクションプラン」の枠組みを設け、スピード感と機動力を有した計画に見直していきます。

アクションプランは、「エリア別」と「テーマ別」の2種類を作成できることとします。エリア別とは、個別地区が有する資源・魅力の利活用、抱える課題の解決等を目的とした一定エリアにフォーカスしたアクションプランです。テーマ別とは、地区横断的な社会的課題やエリアは定まっていないものの、まちの課題と認識されていることの解決等を目的とした課題・テーマにフォーカスしたアクションプランです。検討主体は、市民、市民団体、地域で活動する事業者、市が連携しながら進めることが望ましいと考えています。

また、市民・事業者等による自発的な取組についても、まちづくりに貢献するものは市として必要な支援を行いながら、このアクションプランに位置付ける流れも想定しています。

なお、来年度に予定している具体的な地区・テーマに基づいた検討を踏まえながら、計画書に記載する内容を作成する予定ですので、次回の審議会でご報告できればと考えています。

最後に今後の予定です。計画の骨子を確定したのち、令和6年度秋ごろまでに計画案を作成します。その後、パブリックコメント手続きを行い、とりまとめをしたのちに令和6年度末に公表を行う予定です。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。また中村委員からのご意見のご紹介いただきましてありがとうございます。この都市計画マスタープランの骨子案についてご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。今日は骨子ですので、こういう感じでよろしいかどうかの

ご意見等、また、内容もこれから盛り込んでいきますので、ぜひこの内容を都市計画マスタープランに入れてほしいといった内容でも結構ですので、将来の横須賀の本幹となりますマスタープランの内容についてぜひご意見いただけたらと思います。

(伊関委員)

資料 13 ページ目の公共交通のシステムについてですが、民間事業者のことなのであまり記載しないとの話でしたが、すでに人口も想定よりも減少しているという中で、公共交通を利用しないと便数は減ってしまうということもあるので、このことについては少し記載をしていかなければいけないのではと思います。先ほど中村委員からのご意見にありましたように別枠でも構わないので、何か働きかけがあると良いのではないかと。先日市長の初心表明でも、2060 年に人口 26 万人程度の想定だったのが、2050 年に 27 万人ということを言われていて、10 年前倒しで 8 万人ほど減少するという見通しとなっている実態もあり、民間事業者の交通機関は市民が利用しないとなくなってしまうこともあり得ますので、市民に利用してもらい、利便性を高められるような行政側の動きがほしいところです。バスもすでに本数を減らしている地域もあり、それが拡大していかないように努力していかなくてはならないので、ぜひ何か記載をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(村山委員長)

ご意見ありがとうございます。事務局から関連するご意見がありますのでしょうか。

(事務局 境主査)

横須賀市の交通を取り巻く環境も色々と大事になってくると思います。「方針 1 の都市づくりの一環として公共交通を考えます」、という部分に、今回あらためて加えていこうと思っているのはまさにそういうことです。まずは現状を把握しながら進めていくことが大切になってくると考えております。

(村山委員長)

中村委員からのご指摘の中でも、地域公共交通計画が必要であり、作るべきだというご意見ですが、これについて市の方で動きがあればお聞きしたいです。また立地適正化計画との関係も中村委員からご意見をいただいていることであり、立地適正化計画とは長く時間がかかる計画であるが、地域公共交通計画は直近の問題に対応するもので、全国的に見てもちゃんと連携しているところはなかなか無い。それについても庁内でなんらかの議論があればおうかがいしたいと思います。

(事務局 斉藤課長)

地域公共交通計画については、作成しようとしていた時期はありましたが今のところ、動きはありません。理由の一つとしては、横須賀市内の鉄道は JR と京浜急行の 2 つであり、バスは京急バス 1 社のみになります。横浜や川崎のようにバスの事業者が複数あり、同じような路線を走っているならば、調整することによって各事業者の利益を上げることが考えられますが、横須賀市の場合は京急バス 1 社のみであり、利用者の利便性を向上するためには現実には事業者の企業努力となってしまいます。そのため踏みこめないのが本音なとこ

ろです。おっしゃられたように京急バス自体も3月の途中からすでに決まっていますが多少減便があります。その理由として、1つは利用者が減っていること、もう1つは全国的にも問題になっています運転者不足です。京急バスも同じ問題に直面しており、減便の理由の1つになっています。今のところ廃止路線はありませんが、こういうことも踏まえて事業者と協議し、検討していかなくてはならないと思っています。

(村山委員長)

ありがとうございます。中村委員のご意見の中にもありますが、今のお話も踏まえて、公共交通の定義を少し変えと何か新しい展開ができるのではないかと思います。例えば、場所によっては自転車のシェアやタクシーも公共交通であったり、あるいは大型ショッピングセンターが運行しているバスや、場合によっては自動車教習所が運行しているバスなど街中を見ても色々なところが運行しているバスが走っていて、それぞれの主体がやっていてそれぞれの課題があると思いますが、もしかして連携すると従来の公共交通としてのバスでは手の届かなかった場所へ行けるのではないかと考えたりもします。もちろん事業者間の連携がそれほど簡単なものではないとは承知しています。その辺の幅を広げる時に、横須賀市でこういう計画を作らないとうまくいかないということがあるかもしれないと思いながらお聞きしていました。またこれからの話なので、マスタープランの議論をきっかけにそういったアイデアなども含めて引き続き中村委員に相談しながら進めてください。他にご意見等はございますでしょうか。

(村山委員長)

話しながら改めて思ったのですが、6ページの軸の配置で、2)と3)のいずれも「保全」の印がついているのですが、道路によっては修復が必要なのかと思いました。例えば歩道がちゃんと整備されていなくて、子どもたちの通学の安全が確保されていないようなところは当然道路を修復すべきだと思いますし、私は自転車に乗るのですが、自転車レーンを作っていただくととてもありがたいと感じます。横須賀は最近サイクリングのメッカになりつつあるので、自転車レーンを作ったりとか、最近ではキックボード等色々な種類の乗り物が出てきて、道路の断面を変えないと通行しにくくなることのあるかと思います。「保全」と言ってしまうと、例えば今の状態が良いので、そのままキープしましょうということになりますが、やっぱり道路についてはもっと改善が必要になってくると思われるので、「保全」と「修復」両方のマークを入れるほうが良いと思いました。

(事務局 境主査)

ありがとうございます。市内の道路は完ぺきとは言えず、至らない部分もあるかと思うので、その辺りも加味して「修復」というマークも入れたいと思います。

(村山委員長)

他にご意見などございませんでしょうか。資料中、カタカナの文字も多いので、単語が分からないといったご質問も大変参考になります。

(村山委員長)

J Aの方にお聞きしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。都市農地の位置づけがしっかり議論できていないと思っています。今日も生産緑地地区の廃止等の審議がありましたが、都市計画において生産緑地地区は、黙っていると解除の申し出があり解除するという確認しかこの場ではできないのですが、都市農地が大事であるならば保全するような政策を積極的に打っていくこともできるかと思います。もし農業や都市農地の状況について都市計画マスタープランで取扱うことがあったら教えていただきたいです。

(早川委員代理)

ありがとうございます。本日は出席をしていないのですが、経済部の担当職員もおりますので、そちらでご要望とかございましたらお答えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

(村山委員長)

はい。ではぜひそのようによろしくお願いします。

最後に今後どういうふうに計画(案)の作成をしていくのか確認をさせていただきたいのですが、パワーポイントの27ページに示されたスケジュールのとおり今3月末ですので、4月から10月にかけて計画(案)を作成してパブコメを行うということは結構タイトなスケジュールとなります。この下の地区別・テーマ別まちづくり方針にある市民・事業者等ヒアリング等が結構大事なことだと思うのですが、地区別・テーマ別まちづくり方針の種になるようなことがここで分かると同時に、全体構想に対しても欠けている部分を補足していただけるのではないかと考えております。もしよろしければ市民・事業者等ヒアリングのもう少し具体的に、どういうふうにやっていくかについて予定があれば教えていただけないでしょうか。

(事務局 境主査)

今検討していることとしましては、スキームの中にもありましたけど空いた土地の利活用を色々考えております。特定の事業者さんですとかそういったところにピンポイントでヒアリング等を行うこともありますし、今回の骨子を作ったことや周知も含めて、色々な分野の方に包括して内容を見てもらいながら種になるようなものを引き出していくとか、その他、市民に対しても周知の仕方を考えていっているところでございます。

(村山委員長)

今の骨子の時点でだいぶ中身にも入ってきていると思います。ただ骨子だけでも情報量として多いので、もっと分かりやすいバージョンも作って皆さんにお披露目しながら中身についてさらご意見をいただくということができると良いと思います。

他にいかがですか。

(各委員)

なし

(村山委員長)

それでは他にご意見もないようなので、この案件につきましても継続的に審議していく

ものとして、原案をベースにこれからも進めていただくことでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。

本日の議事はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

—了—